

潜在保育士の保育所再就職・復帰支援資金貸付事業を行っています

北九州市では、保育士の安定的な人材の確保を図るため、「保育士資格を持ち、かつ、現在保育士として勤務していない方」、「1年以上保育士として働いていない方」の保育士としての再就職などを支援する資金貸付事業を行っています。

保育士資格をお持ちの方には是非保育士として働いていただけるよう下記の通り支援します。

貸付の内容

事業実施期間を1年間(令和7年3月31日まで)延長します。

○未就学児のいる潜在保育士に対する保育所復帰支援

対象者：未就学児をもつ保育士で、以下の①、②のいずれかに該当する方

※ただし、保育士として週20時間以上の勤務が必要となります。

- ①北九州市内の保育所等(※1)に平成28年4月1日以後勤務を開始した方
- ②現在北九州市内の保育所等(※1)に勤務しており、平成28年4月1日以後産後休暇又は育児休業から復帰する方

金額：保育料の1/2(月額 27,000円上限)

期間：最大1年間(保育所等(※1)に勤務する期間に限る)

※保育所等において2年以上勤務した場合、貸付金の返済は免除となります。

○潜在保育士の再就職支援

対象者：以下の要件いずれにも該当する方

※ただし、保育士として週20時間以上の勤務が必要となります。

- ①保育士登録後1年以上経過した方、又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の方のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した方
- ②保育所等(※2)を離職後1年以上経過した、又は保育所等(※2)に勤務経験がない方
- ③北九州市内の保育所等(※1)に平成28年4月1日以後勤務を開始した方

金額：就職準備金 40万円以内(1回限り)

使途：宿舍借上に伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入等

※保育所等において2年以上勤務した場合、貸付金の返済は免除となります。



※1 保育所等とは・・・

保育所・幼稚園(預かり保育実施施設)・認定こども園

小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所

(小規模・家庭的・事業所内は市の認可を受けた施設のみ)

病児保育事業所(届出をおこなった施設のみ)・企業主導型保育事業所等

※2 保育所等とは・・・上記※1の施設の一部が該当します。

その他にも貸付対象となる勤務先があります。下記までお問合せください。

手続き方法

貸付の申込窓口は【北九州市社会福祉協議会】です。

貸付申請 → 審査 → 決定 → 金銭消費貸借契約書の締結 → 貸付金振込 という流れになります。

※本事業は令和7年2月28日で受付を終了します(貸付の実行は令和7年3月31日までです)

ただし、貸付は予算の範囲内で行うため、期間内であっても募集を終了する場合がありますので、ご了承願います。

お問合せ先

- ①北九州市社会福祉協議会

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F

TEL: 093-882-4405 担当: 自立支援課生活福祉資金相談コーナー まで

- ②北九州市役所 子ども家庭局保育課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

TEL: 093-582-2412 担当: 指導係 まで



[申請に必要な書類]

(1) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の申請に必要な書類

- ・未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付の申請書（様式第1号）
- ・申請者の子どもに係る保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
- ・住民票（本籍及び家族全員の続柄がわかるもの）
- ・保育士証の写し
- ・新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）が確認できる書類及び履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）

(2) 就職準備金の申請に必要な書類

- ・就職準備金貸付申請書（様式第2号）
- ・就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
- ・住民票（本籍及び家族全員の続柄がわかるもの）
- ・保育士証の写し
- ・新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）が確認できる書類及び履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）

[就職支援資金の貸付の流れ]

